

まちづくりの目標

目標 2

健康・福祉
健康づくりと暮らしを支えあひまちなび

施策・基本計画

1 健康づくりと医療体制の充実

- 1 地域と一体になった健康づくりの推進
- 2 こころと体の健康づくりの推進
- 3 救急体制の維持・強化と地域医療の確保



4 高齢者福祉の充実

- 1 住み慣れた地域での生活支援
- 2 介護予防及び介護サービスの充実
- 3 共に生き支え合う社会づくり





2 地域福祉の充実

- 1 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実
- 2 地域福祉活動の推進と担い手の育成
- 3 生活困窮者支援を通じた地域づくり



3 障がい者福祉の充実

- 1 障がい者への理解と社会参加の促進
- 2 障がい福祉サービスの充実
- 3 地域生活の支援体制の充実



5 社会保障の充実

- 1 生活の安定と自立に向けた支援
- 2 介護保険制度の円滑な運営
- 3 国民健康保険事業の健全な運営





施策2-1 健康づくりと医療体制の充実

現況と課題

- 健康寿命の延伸を目指して、新居浜市健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康づくり事業を行っていますが、さらに、市民の健康意識の向上や主体的な健康づくりを推進するため、地域組織や団体など市民との協働による健康づくりに取り組んでいく必要があります。また、食事バランスの偏りや食習慣の乱れにより、若いころからの生活習慣病の発症及び重症化等の問題が生じているため、引き続き若い世代からの生涯を通じた望ましい食生活の推進に取り組むことが重要です。
- 現在、生活習慣病、がんを原因とする死亡が多く、メタボリックシンドローム*等の生活習慣病の発症予防、重症化予防への取組や、がん検診受診者の増加、精密検査の受診率の向上、禁煙などを推進する必要があります。一方、こころの健康に関する相談数が増加し、相談内容も複雑かつ多様化しており、自殺問題も深刻な状況となっているため、地域・職域・関係機関と連携し取り組む必要があります。
また、感染症を予防するために予防接種の啓発、新興感染症等の正しい知識の周知を図る必要があります。
- 新居浜市医師会と協力し、休日及び夜間の救急患者に関する診療体制の整備を図っていますが、救急医療体制の維持・確保のためには、体制の役割の明確化、市民の救急医療に関する意識を向上させていく必要があります。また、医師の高齢化等により、医師不足が深刻化しており、今後、医師確保に向けた取組を進めていく必要があります。



成果指標と目標値

| 成果指標名 | 現況値 | 目標値 |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 健康寿命 | 男性78.6歳 女性83.2歳 (平成30年度) | 男性79.6歳 女性84.2歳 (令和12年度) |
| がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳)の精密検査受診率 | 84.5% (平成30年度) | 90.0% (令和12年度) |
| 新居浜市医師確保奨学金貸付制度奨学生の数 | 1人 (令和元年度) | 合計10人 (令和3年度～令和12年度) |

課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-1-1 地域と一体になった健康づくりの推進

取組方針

- 健康都市づくり推進員や新居浜市食生活改善推進協議会等の関係団体や職域・地域と協働し、健康づくりを推進します。
- 運動や食生活改善等の主体的かつ継続的な健康づくりを推進します。
- 若い世代の食への関心を深め、食生活の改善への取組、健全な食習慣の確立を目指します。



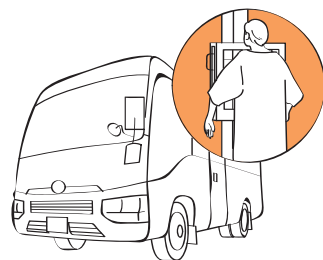
取組内容

- 健康都市づくり推進員研修会の開催
- 新居浜市食生活改善推進協議会等各団体と連携した健康づくりの推進
- 定期的な運動の推進 ● 職域と連携した壮年期の健康づくりの推進
- 乳幼児健診における栄養相談や食育*教室等の開催 など

基本計画 2-1-2 こころと体の健康づくりの推進

取組方針

- 効果的な健康教育・健康相談に取り組みます。
- がん検診受診者の増加・精密検査受診率の向上に取り組みます。
- 地域、職域、関係機関等と連携して自殺対策計画を推進します。
- 予防接種の勧奨と感染症等のまん延予防に努めます。



取組内容

- 生活習慣病予防、がん、禁煙等の健康教育・健康相談の実施
- がん検診・精密検査受診勧奨
- こころの健康づくりの推進及びゲートキーパー*など、自殺対策を支える人材の育成
- 予防接種の啓発及び勧奨 ● 新興感染症予防に関する正しい知識の普及啓発 など

基本計画 2-1-3 救急体制の維持・強化と地域医療の確保

取組方針

- 救急医療体制を維持します。
- 休日夜間急患センターの計画的な施設整備を行います。
- 医療体制の充実に向けた取組を推進します。



取組内容

- 市民への適正受診啓発 ● 休日夜間急患センターの建替え
- 医師確保奨学金貸付事業等の啓発 ● 新規開業等支援事業の制度見直し及び啓発 など



医師講演会の様子



健康都市づくり推進員研修会

関係計画

- 第2次元気プラン新居浜21（平成25年度）
- 第2次新居浜市食育推進計画（令和元年度）
- 新居浜市自殺対策計画（平成30年度）



施策2-2 地域福祉の充実

現況と課題

- ① 少子高齢化の進展による核家族化、高齢者世帯の増加等に伴い、家庭における介護機能の低下や地域社会における連帯意識の希薄化が進んでいますが、今後、地域福祉への意識の高揚を図り、**住民自らが地域福祉の担い手となるようなシステムづくりを推進する**必要があります。また、誰もが安心して地域生活をおくることができるように、バリアフリー^{*}新法や福祉のまちづくり条例に基づき、**公共建築物や道路などのバリアフリー化を促進する**必要があります。
- ② 新居浜市社会福祉協議会や民生児童委員の活動とともに、NPOやボランティアによる市民活動が、地域福祉に重要な役割を果たすようになってきているため、**社会福祉協議会の機能の充実や民生児童委員活動の質の向上を図るとともに、ボランティア人材の育成に努め、ボランティア市民活動センターの充実を図る**必要があります。また、近年、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のための支援体制の整備が重要となってきたことから、**地域の情報伝達体制や避難体制の整備を図り、地域の共助による安心安全の地域づくりを進める**必要があります。
- ③ 生活保護に至る前の失業者、ニート^{*}、ひきこもりなど生活困窮者に関する支援を強化するために、平成27年4月より、生活困窮者自立支援制度が開始されました。生活困窮者は、複合的な課題を抱えている場合が多く、早期把握・早期支援が求められ、課題解決には、**包括的な支援体制の強化や地域のネットワーク構築、各種関係機関との連携**が必要とされています。
 大人のひきこもりについては、8050問題や介護離職に伴うものが顕在化してきていますが、ひきこもりの原因は多岐にわたり個別性も高いため、**相談・対応機能を構築する**必要があります。

成果指標と目標値

| 成果指標名 | 現況値 | 目標値 |
|-------------|-------------------|--------------------|
| 民生児童委員活動件数 | 6,704件 (令和元年度) | 7,300件 (令和12年度) |
| ボランティア団体登録数 | 223団体 (令和元年度) | 233団体 (令和12年度) |
| 生活困窮者支援成果率 | 92% (令和元年度) | 100% (令和12年度) |



課題解決に向けた取組方針

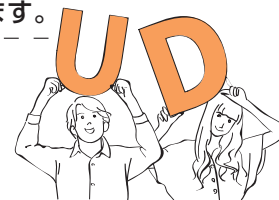
基本計画 2-2-1 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実

取組方針

- 小学校区単位を基本とした地域の福祉拠点の充実を図ります。
- 地域ネットワークの充実・強化を図ります。
- 公共建築物、道路、公園などのユニバーサルデザイン※化を促進します。

取組内容

- 福祉のまちづくりのための啓発活動及びイベントの開催
- 総合福祉センターの整備
- ユニバーサルデザインの理解促進 など



基本計画 2-2-2 地域福祉活動の推進と担い手の育成

取組方針

- 社会福祉協議会の組織機能の充実を図ります。
- 民生児童委員の活動強化を図ります。
- ボランティア人材の育成を促進します。
- 避難行動要支援者の安心安全体制の強化を図ります。

取組内容

- 社会福祉協議会及び民生児童委員活動の充実・強化
- 各種ボランティア養成講座の実施
- 避難行動要支援者名簿の整備及び情報伝達体制の構築
- 避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び避難訓練の実施 など



基本計画 2-2-3 生活困窮者支援を通じた地域づくり

取組方針

- 包括的な支援体制の強化を図ります。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度間の連携を強化します。
- 大人のひきこもりに関する相談・対応機能を構築します。

取組内容

- 就労準備支援事業等任意事業の実施検討
- 生活困窮者支援を通じた相互に支え合う地域ネットワークづくり など



生き生きせフェスティバル・ボランティアフェスティバル



民生児童委員協議会総会

関係計画

新居浜市地域福祉推進計画2021（令和2年度）



施策2-3 障がい者福祉の充実

現況と課題

① すべての人が地域社会の一員として安心して暮らせる等「ノーマライゼーション^{*}」の理念は、障がい者福祉の最も基本的な考え方であり、障がい者施策を進めるうえでの重要なテーマです。市民、各種団体、企業、行政がともに力をあわせ、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指すために、この理念の普及啓発を行い、障がいへの理解を深める必要があります。また、障がい者が自立するために大切な就労機会の確保や支援体制の充実を進めていく必要があります。

外出時の移動手段の確保や視覚障がい者や聴覚・言語障がい者等のコミュニケーションの確保、文化・スポーツ活動などに関する支援なども継続して充実を図っていく必要があります。

② 障がいの重度化・重複化や障がい者の高齢化への対応が求められており、このためサービス利用の増加がみられます。また、医療費等の経済的な負担の軽減を図る必要があり、災害や感染症の被害が発生し、長期間に渡るサービスへの影響が生じた場合における対応も新たな課題となっています。これらの状況を踏まえたサービス提供体制の構築に向け、障がい福祉計画等に基づき着実に各種サービスの充実を図る必要があります。

障がい者福祉センターの老朽化に対応し、障がい者支援施設の整備・機能充実を引き続き推進することも必要です。

③ 障がいがあっても地域で生活していくために、障がい者の健康づくりを進めるとともに、障がい者が抱える日常生活や社会生活を送るうえでの不安や悩み、サービスの利用方法などの相談ができる支援体制の充実強化、生活の場の確保を図る必要があります。また、障がいを早期に発見・支援することや、発達段階や障がい特性に応じた支援、障がい児を育てる家庭に関する支援等が重要であり、医療的ケアが必要な子どもへの十分な支援体制の整備を進める必要があります。

権利擁護や虐待対応を含め、ライフステージに応じた生涯にわたる一貫した支援のさらなる充実を図ることも求められています。

成果指標と目標値

| 成果指標名 | 現況値 | 目標値 |
|---------------------|-------------------|--------------------|
| 障がい理解促進研修・啓発事業の参加者数 | 1,647人 (令和元年度) | 1,800人 (令和12年度) |
| 障がい福祉サービス利用者数 | 1,110人 (令和元年度) | 1,300人 (令和12年度) |
| 相談支援事業利用件数 | 7,701件 (令和元年度) | 8,500件 (令和12年度) |

課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-3-1 障がい者への理解と社会参加の促進

取組方針

- 「ノーマライゼーション」理念の普及啓発、地域共生社会の構築を推進します。
- 移動、コミュニケーション確保等に関する支援を推進します。
- 就労機会の確保及び社会参加の支援に努めます。



取組内容

- 自立支援協議会の充実及び運営協議
- 理解促進研修及び啓発事業の実施
- 就業関係機関等と連携した雇用機会の確保
- 文化・スポーツ活動などの社会参加への支援
- 地域福祉バスの運行
- 手話通訳者の設置及び点字、声の広報の発行 など

基本計画 2-3-2 障がい福祉サービスの充実

取組方針

- 障がい者の経済的負担の軽減を図ります。
- 障がい者団体への支援を行います。
- 障がい福祉サービス、施設サービスの充実を図ります。



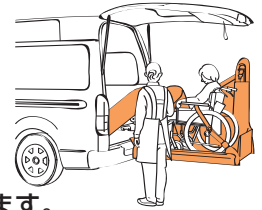
取組内容

- 重度心身障がい者（児）医療費助成制度及び自立支援医療の実施
- 障がい者団体等への活動補助及び支援
- 障がい者福祉センターの整備
- 自立支援給付による障がい福祉サービスの提供
- 障がい者支援施設等への施設整備支援 など

基本計画 2-3-3 地域生活の支援体制の充実

取組方針

- 障がい者（児）の健康づくりを推進します。
- 相談支援体制の充実強化を図ります。
- 障がい者（児）の生涯にわたる総合的な支援体制の整備と充実を図ります。



取組内容

- 地域生活支援事業の実施
- 基幹相談支援センターの設置・拡充
- 障がい児通所サービスの充実と児童発達支援センターの設置
- 早期発見早期療育の理解促進
- 居住支援協議会による住居確保体制の整備 など



ヘルプマーク・ヘルプカード出張配布



福祉のつどい

関係計画

- 新居浜市第3期障がい者計画（令和2年度）
- 新居浜市第6期障がい福祉計画（令和2年度）
- 新居浜市第2期障がい児福祉計画（令和2年度）



施策2-4 高齢者福祉の充実

現況と課題

- ① 高齢化の進展に伴い、要介護者、在宅で自立した生活が困難な高齢者及び在宅支援が必要な一人暮らし高齢者が増加するとともに、地域社会における連帯や共生の意識が薄れ、高齢者を抱える家族が孤立化する問題が生じています。そのため、複数の課題を抱える **高齢者や家族が、在宅での生活を安心して送れるように支援し、経済的負担の軽減なども図る**必要があります。
- ② 健康に在宅生活を続けていくためには、**高齢者自身の介護予防意識の向上に向けた取組**の必要があります。一方、万が一の際には、安心して入所が可能な施設が必要とされるため、**介護サービス基盤の整備を進める**必要があります。また、介護現場の人材不足、高齢化により、安定したサービスを提供するためには、**介護スタッフの育成や介護ロボットの導入に関する支援等**の必要があります。
- ③ 要介護者及び在宅で自立した生活が困難な高齢者が増えているとともに、施設・在宅ともに支援が必要となる認知症高齢者が増えていることから、**在宅高齢者が安心して生活できるための支援に加え、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりを推進する**必要があります。また、認知症高齢者については、財産管理等が困難な場合も増えてきており、**認知症高齢者等が安心して財産管理や身上保護を任せられる成年後見制度を利用できる体制の整備**が求められています。

一方で、自立した高齢者が活躍の場を求めており、社会参加にあまり積極的ではない人も含め、**高齢者の能力が地域で役割を担うことができる社会づくり**を行う必要があります。



成果指標と目標値

| 成果指標名 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------|---------------------------|----------------------------|
| 要支援・要介護認定者数のうち、在宅生活者数 | 6,599人 (令和元年度) | 7,200人 (令和12年度) |
| 健康長寿地域拠点参加者数 | 1,924人 (令和元年度) | 2,250人 (令和12年度) |
| 認知症サポーター*養成講座受講者数 | 15,774人 (平成18年度～令和元年度) | 30,000人 (平成18年度～令和12年度) |

課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-4-1 住み慣れた地域での生活支援

取組方針

- 支援が必要な高齢者に関する支援体制の整備を行います。
- ねたきりなど的高齢者を在宅で介護している家族に関する支援を行います。
- 自治会、民生児童委員、老人クラブ及び社協支部等と連携し、独居高齢者や認知症高齢者及び介護をしている家族に関する支援を行います。



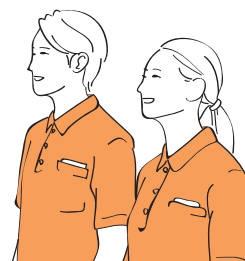
取組内容

- 総合相談権利擁護*事業の実施
- 生活支援体制整備事業の推進
- 地域ケア会議の開催
- 要介護者へ紙おむつの支給
- 家族介護者へ慰労金支給
- 緊急通報体制の整備
- 認知症高齢者地域支え合い事業の実施 など

基本計画 2-4-2 介護予防及び介護サービスの充実

取組方針

- 介護予防事業を充実し、介護予防に関する意識啓発を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるための施設整備を推進します。
- 介護人材の育成と確保を推進します。
- 介護保険サービス事業者への適切な支援・助言を行います。



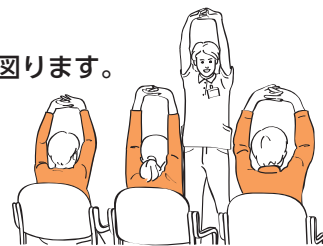
取組内容

- 一般介護予防事業の実施
- 健康長寿地域拠点づくり事業の実施
- 介護基盤緊急整備事業の実施
- 高齢者福祉センターの設備・機能の充実
- 介護職員処遇改善の支援
- 介護サービス相談員*派遣事業の実施
- 各種研修や助成制度の周知 など

基本計画 2-4-3 共に生き支え合う社会づくり

取組方針

- 地域包括ケアシステムを構築し、包括的な高齢者支援の充実を図ります。
- 高齢者活動をサポートし、高齢者の社会参加を促進します。
- 医療サービスと介護サービスの連携を行います。
- 成年後見制度の利用を推進します。
- 高齢者が高齢者を支えるしくみづくりを促進します。



取組内容

- 包括的継続的ケアマネジメント事業の実施
- 認知症高齢者地域支え合い事業の実施
- シルバーボランティアの推進
- 老人クラブの育成と活動支援
- 在宅医療・介護連携推進事業の実施
- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 市民体操指導士の養成 など



在宅医療・介護連携推進事業イベント



認知症サポーター養成講座（小学校）

関係計画

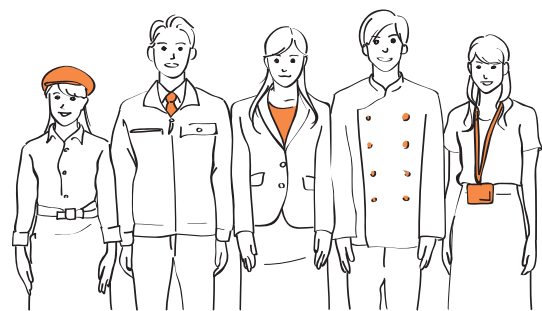
新居浜市高齢者福祉計画2021（介護保険事業計画）（令和2年度）



施策2-5 社会保障の充実

現況と課題

- ① 本市の保護動向は、ほぼ横ばいで推移していますが、社会構造の変化に伴う格差社会の拡大や非正規雇用の増加、消費税増税の影響など、生活困窮者は引き続き顕在化しています。そのため、**生活困窮者に対し経済的援助や就労支援などを行い、保護の適正な実施に努める**必要があるとともに、複合的で困難な課題を抱えている場合も多いため、**関係機関との連携協力体制を構築する**必要があります。
- ② 要支援・要介護認定者数、事業対象者数の増加に伴い、介護保険給付費が増加しています。そのため、**要介護認定の適正化の継続と介護サービスの質的向上を図る**とともに、介護保険制度を持続可能なものとし、**地域における介護サービス基盤を整備する**必要があります。
- ③ 一人当たりの医療費の上昇が、国保財政を圧迫しており、**医療費の伸びの抑制に向けた取組を推進する**必要があります。



成果指標と目標値

| 成果指標名 | 現況値 | 目標値 |
|----------------|-------------------|------------------|
| 相談案件解決率 | 100% (令和元年度) | 100% (令和12年度) |
| 高齢者全体に占める自立者割合 | 79% (令和元年度) | 82% (令和12年度) |
| 特定健康診査*受診率 | 31.3% (平成30年度) | 45% (令和12年度) |

課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-5-1 生活の安定と自立に向けた支援

取組方針

- 生活保護を適正に実施します。
- 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度間の連携を強化します。

取組内容

- 生活保護の実施
- 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携強化 など



基本計画 2-5-2 介護保険制度の円滑な運営

取組方針

- 認定調査員、介護認定審査会委員等の資質の向上を図ります。
- 介護相談員等を活用します。
- 介護給付の適正化を推進します。
- 給付と負担のバランスの取れた介護保険事業を行います。

取組内容

- 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の策定
- 福祉サービス第三者評価事業*の実施及び公表 など



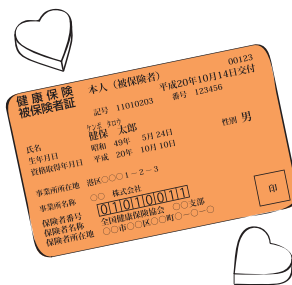
基本計画 2-5-3 国民健康保険事業の健全な運営

取組方針

- 生活習慣病の早期発見、発症予防に努めます。
- 生活習慣の見直しのための支援を行います。

取組内容

- 特定健康診査の実施
- 特定保健指導*の実施 など



健康長寿地域拠点活動



特定健診結果説明会

関係計画

- 新居浜市地域福祉推進計画2021（令和2年度）
- 新居浜市高齢者福祉計画2021（介護保険事業計画）（令和2年度）
- 第3期新居浜市特定健康診査等実施計画（平成29年度）